



東労基発 0627 第 3 号
令和 4 年 6 月 27 日

移動式クレーン等製造事業者 代表者 殿
移動式クレーン等販売事業者 代表者 殿
移動式クレーン等貸与事業者 代表者 殿

東京労働局 労働基準部長

移動式クレーンの転倒防止対策の徹底について

平素は、労働行政の運営に格別の御理解及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年、都内の建設工事現場においては、移動式クレーンの転倒が別紙のとおり頻発しており、たびたび報道がなされるなど社会的な問題として取り上げられております。

これらの事案の中には、作業効率を優先するあまり、移動式クレーンによる荷のつり上げ作業時に過負荷防止装置を的確に機能させなかったことで、過荷重となり、転倒に至ったという人的な要因によるものも散見されるところです。

また、移動式クレーンの転倒は、現場作業員を巻き込み、死亡などの重篤な災害に至るだけでなく、近隣住民や通行人などの第三者を巻き込んだ大きな災害につながりかねないものでもあります。

つきましては、移動式クレーンの転倒を防止する観点から、販売先等（貸与先含む）に対し、過負荷防止装置の仕様の説明を徹底いただくとともに、使用に当たっては、下記の重点事項を周知していただくようお願い申し上げます。

なお、下記重点事項の周知につきましては、別添リーフレット「STOP！！移動式クレーンの転倒災害！！」をご活用ください。

記

- 1 作業計画の策定（計画段階におけるリスクアセスメントの実施や関係者への周知含む）
- 2 機械の能力に応じた適正な使用の徹底（性能表等による作業半径等の確認等）
- 3 地盤強度の確保の徹底（敷鉄板の敷設、アウトリガー最大張り出し等）
- 4 安全装置の有効保持の徹底（過負荷防止装置の適切な設定含む）